

矯正医官という働き方

被収容者の社会復帰をサポートする意義ある医療職



2017年に法務省関連の施設が移転集約する予定の「国際法務総合センター」。八王子医療刑務所は「東日本成人矯正医療センター」（右中央の建物）として生まれ変わる

う。さらに専門的な医療が必要になる場合には、全国で4ヶ所ある医療刑務所に搬送して治療をすることになる。

八王子医療刑務所（東京都八王子市）と大阪医療刑務所（大阪府堺市）は身体疾患、精神疾患それぞれに対応する総合病院の機能を持ち、岡崎医療刑務所（愛知県岡崎市）と北九州医療刑務所（福岡県北九州市）では、精神疾患の専門医療を担っている。

被収容者の平均年齢は年々高くなっており、八王子医療刑務所では、身体疾患者が平均56・7歳、精神疾患者が平均47・5歳（2016年12月31日時点）。全国的に見ても65歳以上の被収容者が増えているため、糖尿病や高血圧などの慢性疾患者が占める割合は増加している。そうした被収容者の健康管理に加えて、ケガや疾患の治療、検査、感染症の予防などを行うのが矯正医官の役割なのである。

「治してほしい」と協力的な患者たち

矯正医官は日々、被収容者と向き合わなければならない仕事。診療の際に恐怖

を感じることはないのだろうか。矯正医官として15年以上勤務している八王子医療刑務所医療部長の小川俊治氏は診療についてこう話す。

「イメージと全く違い、在動中に怖い思いをしたことは一度もないですね。最近のモニターベイシメント事情を考えると、逆に安全なぐらいです（笑）。診察室には看護師、刑務官らが必要付き添いますので保安上は安心ですし、被収容者が医師に暴言を吐いたり、暴力を振るうということもまずありません。医療刑務所に収容される患者は、自分の病気を治してほしい」という強い気持ちを持っているので、私たちは良好で適切な関係を築こうとします」

矯正医官を支える准看護師は刑務官などの中から養成され、保安警備の視点と医療上の視点と両方を併せ持っている。八王子医療刑務所では施設内に准看護師養成所を開設し、全国の矯正施設に勤務する職員が准看護師免許を取得できるように教育へのサポートを充実させている。准看護師は患者の日常生活や心身の状態について医師に報告し、診察にも必ず付き添う。

刑務所や少年院などの矯正施設には被収容者の病気やケガの治療、健康管理、感染症予防などを目的として、矯正医官と呼ばれる医師が配置されている。矯正医官の役割は、被収容者の再犯防止や社会復帰をサポートする上でも、とても重要だ。そうした矯正医官の意義や日常業務について、八王子医療刑務所所長の奥村雄介氏、同医療部長の小川俊治氏、法務省東京矯正管区矯正医事課長の連功氏に話を伺った。

被収容者の健康を支える社会的役割を担う医師たち

近年、刑務所に収容されている被収容者の有病率は60%台と高く、3人に2人は何らかの病気やケガをしていることになる。これは一般社会と比べても、とても高い。高齢化に伴い、さらに医療需要が増加していくことに加え、アルコール依存や薬物依存など、犯罪と密接に関わっている疾患も多いため、矯正医官である医師たちの診療が被収容者の社会復帰に向けて大きな役割を担っている。

東京矯正管区内（関東・甲信越静地域）に73ある刑務所や少年院などの矯正施設において、診療所、または病院の指定を受けている施設は44施設。同施設に常勤の国家公務員である矯正医官が配置されている。矯正医官はおおむね1施設に1人が常勤し、主にプライマリ・ケアを担当



八王子医療刑務所のスタッフ（右から3人目が奥村所長、その左が小川医療部長）

9時半から16時までと限られた時間で診療

八王子医療刑務所を例にとると、2016年12月31日時点で、同所に収容されている患者は145人。炊事や洗濯などの作業に従事する健康な受刑者も68人収容されている。患者は全員入院相当の治療を受けており、その間は刑務作業が免除される。

矯正医官は患者が収容されている病棟を回り、患者の状態をチェックし、血液



連功課長

透析の患者にも対応している。手術日が週1回あるため、術前・術後管理も欠かせない。がん患者の緩和ケアなどにも注力しており、年間約50人程度を施設で看取っている。施設内で対応できない専門的な検査や医療は、外部の医療機関に依頼するなどして対応することとなる。

各診療科では曜日を決めてカンファレンスを行い、看護師や刑務官が被収容者の日常生活や疾患の状態などについて詳しく報告し、お互いが情報を共有しながら診療をしているのだ。

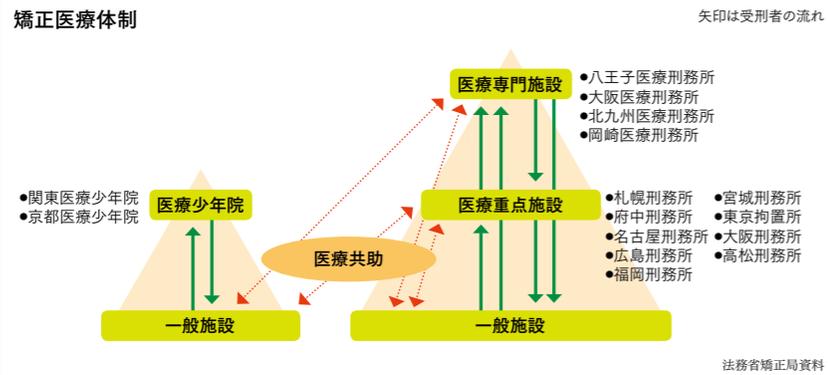
一般の作業に従事する受刑者の健康管理は、一般病院における外来のようなイメージで行われ、毎日9時半から12時までの午前中と、13時から16時までが外来の診察時間となっている。施設内の出入りは厳重に管理され、被収容者の行動には必ず刑務官が付き添うことになるため、限られた時間の中での診療となる。外来診察では、全国の刑務所や少年院などから患者の一部を受け入れることもある。

その他にも、被収容者の移送や満期出所の際に円滑に引き継ぎを行うための書類を作成する業務も矯正医官の大切な仕事である。病院である医療刑務所では、17時から翌朝までは当直体制を取っているため、夜間に当直医以外の医師が呼び出されることはほとんどなく、基本的に定時出勤・定時退庁できる職場なので、女性医師にとっても働きやすい。

2017年には東京都昭島市に、法

**大きく変わった職場環境
女性医師も働きやすく**

2015年に成立した「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」（いわゆる「矯正医官特例法」）によって、矯正医官は以前よりも働きやすい環境になった。フレックスタイム制が導入され、



務省の矯正施設や研修施設が「国際法務総合センター」として移転集約する予定で、八王子医療刑務所も「東日本成人矯正医療センター」として新築整備される。電子カルテやオーダーリングシステムの導入など設備面も充実する見込みであり、医師にとってより診療しやすい環境になるだろう。

**患者は全国から集まり
多くの症例が学べる環境**

八王子医療刑務所のような医療刑務所以外の施設では、医師がおおむね一人で診療を行うことから、あらゆる症例を診ることによって、総合診断力を身に付けることができる。

一方、医療刑務所には全国から集まる患者を診療するため、持ち前の専門性を活かすことも可能だ。八王子医療刑務所の精神科を専門とする奥村雄介所長は、長年携わってきた矯正医療について「多様な症例を診ることで豊富な経験が積める環境」だと話す。

「社会病理である犯罪は、精神科医療と深く関わり合っています。精神科を学ぶ医師にとって特殊な症例を数多く診ることができるとは、大きなメリットだと思います。一般の病院では患者さんが来なければ治療がストップしてしまうことがありますが、ここでは日常生活を管理しながら、収容の間は継続した医療を実践できるのです」

平日昼間の兼業が認められるようになった。週の勤務時間のうち、19時間以内であれば大学や民間病院での兼業や調査研究に充てられるようになった。その時間を使って内視鏡検査の技術を習得するなど、それぞれの技術や知識の維持、向上を図ることができる。大学での研究では臨床との両立が難しいが、矯正医官であれば制度をうまく使いながら研究と臨床を両立させることも可能なのである。

ここ数年で女性の矯正医官も増えてきている。実際に八王子医療刑務所には女性の常勤医が2人在籍しており、フレックスタイム制やテレワーク（在宅勤務）を活用して勤務している。同施設では入院患者には主治医制を導入しているが、術後の管理は曜日ごとに交代で担当し、調査研究や兼業をする医師をバックアップする体制を整えている。

「自由になる時間が多いので、研究を続けたい医師や第二の人生として新しい働き方を考えている医師、子育てや介護と両立させたい医師にとって、矯正医官の道が選択肢の一つになるのではないかと思います」（奥村氏）

**再犯を防ぐためにも
大きな意義を持つ矯正医官**

現在働いている矯正医官の数は全国で263人（2016年12月1日時点）。東京管内では76人ほどが働いている。職場環境の改善に加え、働きやすい環境で



八王子医療刑務所の手術室

奥村所長は以前、医療少年院で診療していた時の患者との交流が、今でも印象に残っているという。

「幼少期から親に虐待され、学校でもいじめられ、居場所がなくなつて夜間徘徊や家出を繰り返す中で不良仲間とそのかされて覚せい剤に手を出した中学生の女の子がいました。栄養失調でやせ衰え、悲惨な状態で入院してきましたが、規則正しい集団生活の中で教官に指導され、看護師にケアされ、カウンセリングや薬物治療の効果もあり、徐々に健康を取り戻しました。最後には「ありがとう。お世話になりました。先生たちのことは一生忘れません」と手紙を残していきました。ケースバイケースですが、少年院にいる患者の多くは回復していきます。子供たちが成長し、改善・更生していく姿を見ることができ、この仕事に大変やりがいを感じます」

あることがさらに認知されればもっと増えそう。東京矯正管区は、北は新潟から南は静岡までの広い範囲をカバーしているため、都心部での充足率は高いが、新潟、栃木、茨城、長野、山梨、静岡などの地域では特に、医師の充足率が低くなる傾向がある。

臨床研修医制度が変わる中で、大学医局からの派遣医師が減ったことも原因の一つ。矯正医官特例法で少しずつ人員は増えてきているが、まだまだ十分とはいえない。東京矯正管区矯正医事課長の連功氏は「被収容者の円滑な社会復帰のためにも矯正医官の役割は重要」だと話す。

「刑務所や少年院などの矯正施設において、被収容者には国の責務として適切な医療を施さなければならぬ」と法律で定められています。その医療を担うのが矯正医官。国家公務員の立場で、医師としての国の施策に大きく関わる仕事でもあります。被収容者の心身の健康があつてこそ刑の執行が成り立ち、再犯、再非行防止にも繋がるのです」（連氏）

被収容者が刑務所から出所した後で孤立しないように、刑務所の中にある段階から福祉につなげていく支援も始まっている。障害者手帳の取得や生活保護の手続きなど、医療の提供と同時に被収容者が社会復帰を果たせるようにサポートするなど福祉・医療的支援の一貫した実施が、再犯防止に寄与することになる。被収容者に対する矯正医療は、今後社会の中でますます大きな役割を担っていく。